平成２９年（フ）第１４０号
茨城県日立市久慈町７丁目22番３―102号
債務者　澤畑　一子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１４９号
茨城県日立市東金沢町４丁目８番13号
債務者　菊地　浩二
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２６６号
茨城県つくば市栗原1503番地３
債務者　大塚　聖次
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９６号
茨城県龍ケ崎市佐貫２丁目13番地10　イクナス佐貫408号室
債務者　板東　敏幸
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
長野県木曽郡木曽町福島5307番地１
債務者　蜘手　進一
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２３４号
長野県安曇野市豊科5968番地
債務者　平井　　空
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１４号
岐阜県下呂市金山町中津原238番地１
債務者　日下部功子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１９号
岐阜県羽島市福寿町本郷116番地　（レジデンス岐阜羽島219号室）、前住所岐阜県羽島市正木町須賀小松489番地　（雇用促進住宅羽島宿舎１―208号室）
債務者　中西広子こと　中西　広幸
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２００号
静岡県富士市鵜無ケ淵480番地の８
債務者　飯野　治子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第２２号
神戸市垂水区名谷町997番地の１　マンションウッドル502号
債務者　山﨑奈津子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３８号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目１番地　東園和住宅１棟907号
債務者　外園　千津
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９４６号
広島市佐伯区八幡１丁目18番８―310号
債務者　浅井あき子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８８号
広島県東広島市高屋町郷503番地19
債務者　佐藤　裕美
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００５号
広島市東区光が丘８番20―503号
債務者　山本　勝之
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４号
広島市東区牛田本町４丁目３番38―101号　光ビル
債務者　宮岡　成一
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５号
広島市東区牛田本町４丁目３番38―101号　光ビル
債務者　宮岡　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７９号
大分市大字森町559番地（サントレビ・ユキ105）
債務者　山里　　愛
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係